

「明石市中小企業奨学金返済支援事業補助金」について

1 事業の内容

市内の中小企業等の人材確保及び若年者の地元就職、さらに、企業による勤労者支援の拡充を図るため、兵庫型奨学金返済支援制度補助金（以下「県補助金」という。）で若手従業員の奨学金返還を経済的に支援する中小企業等に対して、それに要する経費の一部を補助します。

(1) 補助対象者

次に掲げる要件を全て満たす企業

- ① 市内に本社又は本店を置く中小企業等
- ② 県補助金の交付決定を受けている中小企業等（県随伴事業）
- ③ 市税を滞納していない中小企業等
- ④ 下記(2)の従業員を雇用している中小企業等

(2) 補助対象従業員

次に掲げる要件を全て満たす従業員

- ① 正社員である者
- ② 申請時及び実績報告時に同一企業の市内事業所に勤務し、市内に住所を有する者
- ③ 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務がある者
- ④ 40 歳未満の者（申請年度末（3 月 31 日）時点で 39 歳以下の者）

(3) 補助対象とする期間

5 年間（対象従業員 1 人につき）

※兵庫県が定める認定を取得している企業は、最大 17 年（204 月）間まで延長可能

最大補助期間	対象企業
5 年 (対象①)	市内に本社・本店（主たる事業所）がある中小企業等 （個人事業主を含む） ※補助対象者の要件を満たす者
10 年	上記対象①の対象企業で、次のいずれか 2 つ以上を取得した企業 (1) SDGs 宣言企業 (2) フレッシュミモザ企業 (3) ワーク・ライフ・バランス宣言企業
17 年	上記対象①の対象企業で、次のいずれか 2 つ以上を取得した企業 (1) SDGs 認証企業 (2) ミモザ企業 (3) ワーク・ライフ・バランス認定企業又はワーク・ライフ・バランス表彰企業

ただし、県補助金の交付を受けていない期間を除く。過去の年度に遡及しません。

(4) 補助金額

上限 3 万円／年（対象従業員 1 人につき）

※奨学金返済支援のために支給した手当等の支給額（当該年度の 2 月末日までに支給

した額) から県補助金(企業負担分)の支給額を差し引いた額の2分の1に相当する額(1,000円未満の数があるときは、これを切り捨てた額)

2 詳細

(1) 補助対象者の要件

- ① 明石市内に本社(本店)がある中小企業等
補助対象者とするのは市内に本社(本店)を置く中小企業等であり、かつ、県補助金の交付決定を受けている中小企業等とします。
- ② 市税を滞納していない中小企業等
補助金申請日時点で明石市税を滞納していない中小企業等とします。
- ③ 暴力団とかかわりがない中小企業等
明石市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団関係者と密接な関係を有する者が役員等になっていない中小企業等とします。
- ④ 労働関係法令に違反がない中小企業等
補助金申請日の前日から過去1年間に労働関係法令に違反がない中小企業等とします。
- ⑤ 対象となる中小企業等の規模及び業種
中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者(会社※及び個人)等とします。。
個人事業主については、業種を問わず、要件を満たしていれば補助対象者となります。
なお、会社以外の法人は対象となりません。
※会社…株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、(特例)有限会社。ただし、
国又は地方公共団体が出資している会社、士業法人は除く。

(2) 補助対象従業員の要件

- ① 正社員
雇用期間の定めがなく、補助対象者が正社員として取り扱っている者とします。
- ② 市内の事業所に勤務し、市内に住所を有する者
補助金の申請時及び実績報告時に同一企業の市内事業所に勤務し、市内に住所を有する者とします。
- ③ 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
現に同機構に奨学金を返済していれば、対象者の学歴を問いません。
例：大学、大学院、短大、高専、専修学校専門課程の卒業者、中退者
- ④ 40歳未満の者
補助金交付申請を行う年度末(3月31日)時点の年齢が39歳以下の者とします。
- ⑤ 個人事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除きます。

(3) 補助対象とする期間

- ① 対象従業員1人あたりの補助期間
対象従業員1人につき就職から5年間を補助期間とします。兵庫県が定める認定を取得している企業は、最大17年(204月)間まで延長可能とします。
- ② 年度途中採用者の取扱い
採用された日の属する月を1月目とし、最大17年(204月)間を補助期間とします。
- ③ 年度途中退職者の取扱い

補助金交付決定後、実績報告までの間に退職した者については、企業から対象者への支給実績があっても、本事業の対象となりません。また、既に退職している者についても対象となりません。

④ 転職者の取扱い

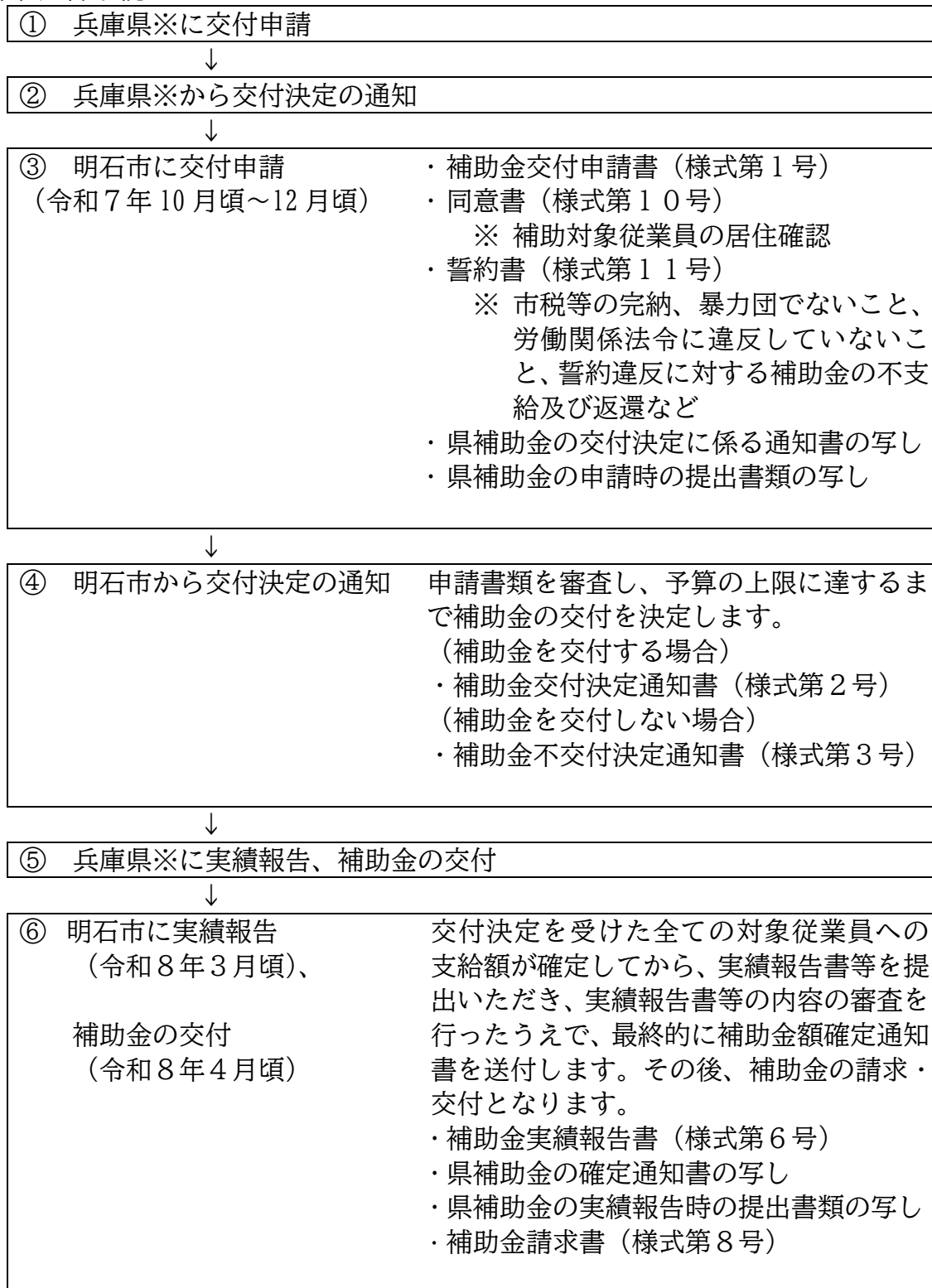
転職前の企業で本制度による支援を受けた者については、その補助期間を通算します。

(4) 補助対象となる経費

申請年度の4月1日～2月末日までに、補助対象従業員に係る奨学金返済支援のために支給した手当等を対象とし、3月中に支給したものは補助対象外となります。

※本市への補助申請が10月以降に開始となりますが、補助金の交付対象期間の始期は本年4月に遡って対象とします。

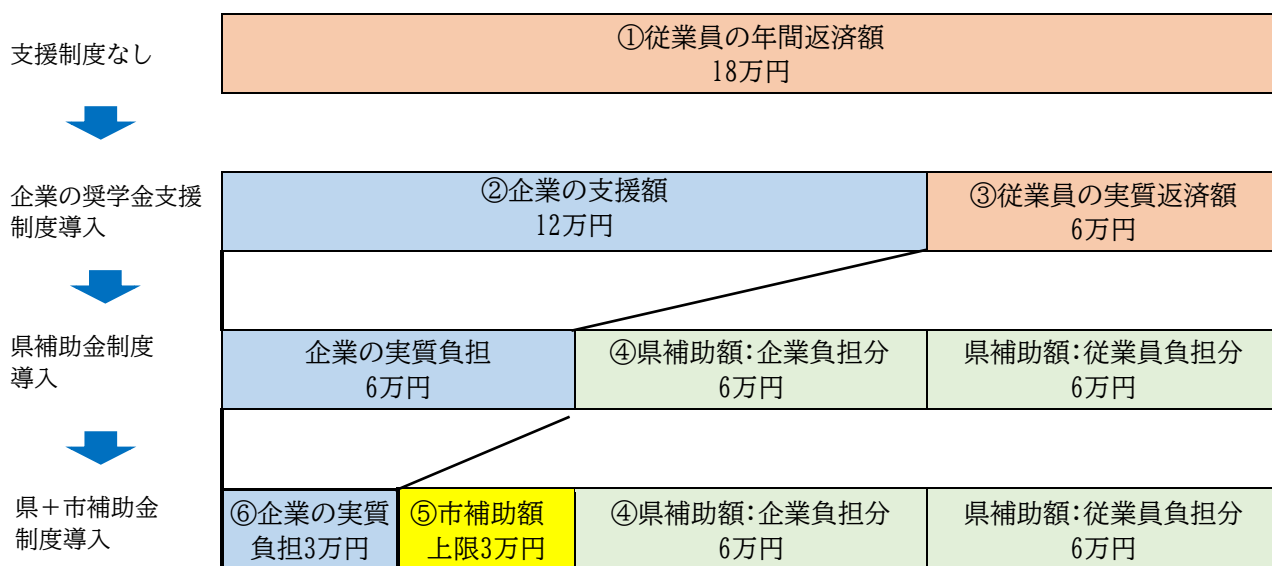
(5) 交付手続



※ 県の補助金交付手続は、兵庫県の委託を受けた一般財団法人兵庫県雇用開発協会が実施

(6) 補助金の考え方

(例：従業員の年間返済額 18 万円、企業の年間支援額 12 万円)



(7) 補助金制度利用の例

	① 従業員の 年間返済額	② 企業の 支援額	③ (=①-②) 従業員の 実質返済額	④ (②×1/2) 県補助額企業分 (上限 6 万円)	⑤ (= (②-④) × 1/2) 市補助額 (上限 3 万円)	⑥ (②-④-⑤) 企業の 実質負担額
例 1	18 万円	12 万円	6 万円	6 万円	3 万円	3 万円
例 2	18 万円	10 万円	8 万円	5 万円	2 万 5 千円	2 万 5 千円
例 3	20 万円	15 万円	5 万円	6 万円	3 万円	6 万円